

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団スポーツ用具等貸出要領

平成5年10月1日

5杉ス財発第13号

改正 平成8年3月29日杉ス財発第419号

平成25年4月1日杉ス財発第25123号

平成29年5月29日杉ス財発第29156号

(目的)

第1条 この要領は、杉並区スポーツ用具貸出要綱に基づき、公益財団法人杉並区スポーツ振興財団（以下「財団」という。）が管理するスポーツ用具（以下「用具」という。）の有効利用を図るために、財団の事業に支障がない範囲の貸し出しに関し、必要事項を定めることを目的とする。

(貸出し用具)

第2条 貸出しする用具の種類は、別に定める。

2 その他、財団が特に認めたもの。

(貸出しの対象)

第3条 用具の貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。

- ① 区または区の行政委員会
- ② 区内幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校
- ③ 区内青少年団体その他社会教育団体
- ④ 区内町会、自治会、商店会
- ⑤ 前4号の他、財団が特に認めたもの

(申込)

第4条 用具の貸出しを受けようとする者は、借受申込書（第1号様式）を借り受ける日の3日前までに財団に提出しなければならない。

2 借受申込書の受付開始期間は、借り受ける日の30日前とする。

(貸出しの承認)

第5条 貸出しを承認するときは、申込みの順序による。ただし、申込が同時であるときは抽選によって決める。

2 貸出しを承認したときは、申込をしたものに対し貸出し承認書（第2号様式）を交付する。

3 用具の貸出しを受けるときは、前項の貸出し承認書を提示し、申込書を提出しなければならない。

(貸出期間)

第6条 同一申込者への貸出期間は、原則として6日以内とする。

(貸出料)

第7条 用具の貸出しは無償とする。

(権利の譲渡禁止等)

第8条 貸出し承認を受けた者は、承認を受けた目的以外の目的のための使用又はその権利の譲渡若しくは転貸をしてはならない。

(貸出しの不承認)

第9条 次の各号の一に該当するときは、その貸出しを承認しない。

- ① 営利を目的として事業を行うとき
- ② 前号のほか財団が不当と認めたとき

(貸出し承認の取消)

第10条 貸出し承認を受けた者が、この要領に違反したときは、貸出しの承認を取り消すことができる。

(原状回復)

第11条 貸出しを受けた者は、その用具を原状に復し返納しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は、原状回復の義務を減じ又は免除することができる。

(ビームライフル貸出基準の特例)

第12条 ビームライフルの銃については、精密機器であるので、銃の取り扱いについては十分に気を使わなければならない。

- 2 貸し出しにあたっては、取り扱いについて一定の知識を有している者（団体にあつては2名以上）が使用日にメンバーとして加わっていることを条件に貸し出すこととする。ただし、故障や教室開催中等のため特段の事情がある場合には、貸し出しをしないこともある。

(ビームライフル取扱者)

第13条 前条に規定する「一定の知識を有している者」とは、ビームライフル教室の全教程を修了し、講師から推薦を受けた者であつて財団からビームライフル取扱証（第3号様式）を交付されたものとする。

(委 任)

第14条 この基準の施行に関し必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成5年10月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日の前に行った申込、貸出の承認及び取扱証の交付等は、この要領の相当によるものとみなす。

附 則（平成8年3月29日杉ス財発第419号）

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日杉ス財発第25123号）

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月29日杉ス財発第29156号）
この要領は、平成29年6月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

No.

スポーツ用具等借受申込書

平成 年 月 日

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団
事務局長（施設長）殿

申込者 住 所
団体名
代表者 印
電 話 ()

スポーツ用具等を借り受けたいので、下記により申し込みます。

記

1 借受期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

2 目 的

3 使用場所

4 借受用具

品 名（規格）	数 量	備 考	返却確認欄

なお、借り受けたスポーツ用具等の取り扱いについては、「スポーツ用具等貸出要領」を遵守します。

第2号様式（第5条関係）

No.

スポーツ用具等貸出承認書

平成 年 月 日

平成 年 月 日に申請を受けたスポーツ用具等の貸し出しについて、下記のとおり、承認いたします。

借受者 住 所
 団体名
 代表者
 電 話 ()

公益財団法人杉並区スポーツ振興財団
 事務局長（施設長） 印

記

1 貸出期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

2 目 的

3 使用場所

4 貸出用具

品 名（規格）	数 量	備 考

5 注意事項

- ① 貸し出しを受けるときは、この承認書を持参してください。
- ② 用具の搬出・入は、借受者の責任で行ってください。
- ③ 必ず期日までに、貸出施設の所定の場所に返還してください。
- ④ 用具を破損または滅失したときは、直ちに連絡してください。事由により、その損害の賠償を請求することがあります。

第3号様式（第13条関係）

<p>ビームライフル取扱者証</p> <div data-bbox="231 324 414 593" style="border: 1px dotted black; width: 115px; height: 120px; margin-left: 10px;"></div> <p>番号 氏名 住所 電話</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>公益財団法人 杉並区スポーツ振興財団</p>	<p>利用者心得</p> <p>1 次の場合はこの証を係員に提示してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・使用の申し込み・使用日の当日・器具貸出の申込みと搬出の当日・その他、係員が提示を求めた時 <p>2 この証は発行日から3年間有効です。</p> <p>3 この証を紛失した時は、すぐに連絡してください。</p>
---	--